

医師による病状説明等の実施時間について

医師の長時間労働につきましては、全国的な社会問題となっており、当院におきましても、医療の質や安全を確保しつつ、持続的な医療を確保するため、厚生労働省の指導のもと、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減と労働時間の短縮に向けた取り組みが求められております。

つきましては、患者様及びご家族への病状や手術等の説明は、原則として、平日の勤務時間内（8：30～17：15）に限らせていただきます。

なお、病状の変化により急な説明が必要な場合は、これまでどおり随時対応させていただきます。

また、医師による電話での病状説明等につきましても、原則として、お断りしておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

令和元年12月1日

大阪刀根山医療センター院長